

## 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令案」について

平成19年6月18日  
国土交通省国土計画局

### 1. 背景

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、平成19年5月18日に公布されました。

今般、法の施行に伴い、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令」を制定することを検討しています。

### 2. 制定しようとする内容

(1) 法第2条第4項の政令で定める公共の用に供する施設は、以下のとおりとする。

- ①下水道
- ②緑地
- ③河川、運河及び水路
- ④防水、防砂又は防潮の施設
- ⑤港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設

(2) 法第7条第1項の政令で定める規模は、0.5ヘクタールとする。ただし、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること等の要件を満たす他の拠点施設の整備に関する事業と隣接又は近接して一体的に施行され、かつ、事業区域面積の合計が0.5ヘクタール以上となる場合については、0.25ヘクタールとする。

(3) 法第16条第1項第4号の政令で定める都市施設は、以下のとおりとする。

- ①道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- ②公園、緑地、広場その他の公共空地
- ③水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- ④河川、運河その他の水路
- ⑤学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- ⑥病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- ⑦防水、防砂又は防潮の施設

### 3. 施行期日

平成19年8月上旬（予定）